

裁判員経験者の意見交換会議事概要

- 1 日時 平成26年3月6日（木）午後3時から午後5時00分
- 2 場所 東京地方裁判所第一会議室
- 3 参加者等

司会者 田村政喜（東京地方裁判所刑事部判事）

裁判官 竹下雄（東京地方裁判所刑事部判事）

検察官 横田希代子（東京地方検察庁公判部副部長）

検察官 金子達也（東京地方検察庁公判部副部長）

検察官 今尾貴子（東京地方検察庁公判部検事）

弁護士 西美友加（第一東京弁護士会所属）

弁護士 河崎夏陽（東京弁護士会所属）

弁護士 石丸文佳（第二東京弁護士会所属）

裁判員経験者8名は、着席順に「1番」等と表記した。

4 議事概要

司会者

裁判員経験者の意見交換会を始めたいと思います。

本日お集まりいただいた経験者の皆様、ありがとうございます。

今回は、前回に引き続いて自白事件における量刑というテーマでお話を伺いたいと思っています。犯罪事実には争いがあるとなかろうと、仮に被告人が有罪だということになれば刑を決めるということになりますので、量刑判断ということは裁判員裁判において避けては通れないわけです。本日は基本的に、犯罪事実が成立すること自体について大きな争いはない事件を担当された方に集まっていただき、そのような争いがない事件において、量刑についてどのようなことを悩んだのかということをお伺いしたいと思います。

テーマとしては大きく3つほど考えております。一つは証拠調べを振り返っていかがでしたかということ。検察官、弁護人がそれぞれ刑を決めるに当

たつての主張をする前に、さまざまな証拠を出してきて、最終的に主張をまとめるわけですけれども、その活動を聞かれていかがでしたかということですね。二つ目は、最後に論告と弁論という形で検察官、弁護人が話をまとめることになりますが、そのまとめを聞いていかがでしたか。それが検察官の求刑、弁護人の科刑意見と結び付くわけですが、そのあたりいかがでしたか、ということですね。最後は、量刑データのグラフを見ましたか、使い勝手どうでしたかという話です。

そこで、まずは、みなさん、どんな事件を御担当されたかということと、裁判員をお務めいただいたの御感想をお聞かせいただいて、その後テーマに入っていこうと思っております。

1番の方からいかがでしょうか。どんな事件を御担当されて、御感想などはいかがでしょうか。

1番

当時二十代の被告人が、都営の集合住宅のアパートですかね、そこで両親らとほぼ4人で暮らしてたところ、仕事にあまりなじめなくて働いたのが数か月ぐらいで、そこで鬱憤がたまってお酒を飲んだ挙げ句、家に放火してしまったという内容です。けが人とか死亡者とかはいないので、その分では結構楽な気持ちというか、そのように取り組めたかなと思います。

司会者

ありがとうございます。

2番の方、お願いいたします。

2番

私は、傷害致死事件で、計画的ではなくて、最初はちょっとした、ぶつかったのぶつからないのというそんなようなことからの事件だったんですけれども、暴行したところが頭部だけを中心をやっていたのと、必要以上にやっていたのと本人が余り反省してないところがやはり公判中も見えました。事

件としては、私にも息子がいて、ちょうど同じぐらいなので、ちょっとだぶって、あと被害者の方も、お姉さんはいらっしゃったんですけれども、病気の父親を抱えてて、息子さんを頼りにしていたお母さんの気持ちは重々分かっているんで、気持ちを裁判官のようにちゃんと中心に寄って考えられるかなとすごい不安で、ちょっと難しい事件を担当しました。

司会者

難しい事件ですね。まさにそういう事件だからこそ、裁判員の方と一緒にお話をさせていただくというのが、裁判官としては心強いなと思っております。その悩みなどもまた後でお聞かせ願えればと思います。

それでは、3番の方、お願いいたします。

3番

私のは、3人での窃盗、傷害と強盗致傷で、そのうちの二人が被告人だったんですけど、二人とも私と同世代だったので、自分が同世代の人の人生を決めるのかと、すごいプレッシャーというか、人生経験も全然ないのに決めなきゃいけない、というのがあって、裁判は5日で評議が3日でしたが、その間ずっと悩んだりとか、やりたくなかったというのが正直な気持ちだったんですけど、終わってみて、やっと周りの人に話せるようになって、話してみても、自分は特別な体験をしたんだなと思うと、少しはいい経験だったのかなと思いました。

司会者

ありがとうございます。本当に裁判員をお務めいただきありがとうございます。

4番の方、お願いいたします。

4番

私が担当した事件は強盗致傷でした。パチンコ屋でたくさん玉を積んでいる高齢の女性を狙って後をつけ、後ろから襲いかかり現金や所持品等を奪っ

た事件でした。ただ、この事件には主犯格がいて、私が裁判員として参加した事件は命令されたという実行犯のみの裁判でした。結果的には量刑を決めて納得はできたんですけども、判決宣告日前日は眠れなくてですね、この量刑で本当に被告人に対してよかったのか、被害者のほうもこの量刑で納得していただけるのかとか、そういうところで悩みました。でも、判決文を目にして、裁判が確定したということを知ると、ようやく肩の荷がおりたなど。そこまで裁判との関わりが結構長引いた感じでした。

司会者

どうもありがとうございます。やはり重たい事件を担当されてそれぞれ思いを抱えておられると、なかなかそれを払拭するのに大変だということを改めて感じました。ありがとうございます。

それでは、5番の方、お願いします。

5番

私は、危険運転致死の事故でした。車は大型トレーラーで、全長が15.45メートル、重量が11トンという、走る巨大な凶器なんですけれども、この事件の目撃者が被告人の車の前方に車線変更したことによって、被告人は割り込まれたと感じて追っていくわけです。そして目撃者の車に追いついて、更にその前に出て、それでブレーキをかけて急減速したわけです。ですからもしかしたらこの目撃者も死んでいたかもしれないという非常に恐ろしいものでした。急ブレーキをかけたことで、トレーラーがトレーラーリング現象といってお尻が振れて、後部が対向車線にはみ出し、軽ワゴン車を運転していた人を、その軽ワゴン車を裂くような状態で死に至らしめました。裁判員をやってるときはすごく冷静で、でも終わってから、何か怖さで、血を見たくないという気持ちで、そして会社のお友達にかなりたくさん話しました。そしたらみんな、「裁判員絶対無理」、「自転車泥棒しか無理」とか、そういうことを言われてしまって。私が何か恐怖を与えてしまった、裁判員

無理って思わせてしまって、すごく今責任を感じています。

司会者

ありがとうございます。少しお話しいただいたことで、少しは気が楽になると。

5 番。

はい。ベストを尽くしたなという、本当に自分なりの、法律全然分からないうのに、自分なりに全てを言い尽くしたなという気持ちはありました。

司会者

ありがとうございます。

では、6 番の方、よろしいですか。

6 番

僕の事件は強姦致傷の事件だったんですけど、概要としては、出会い系で知り合った女性を言葉巧みにホテルに連れ込んで強姦して傷を負わせたという事件で、裁判自体は反省とか悔悟の情とかの一般情状について主に争われた事件でした。そういう概要なんですけど、感想としましては、僕は去年法科大学院を卒業して今司法試験を目指している人間で、だからそういう人間が選ばれていいのかというのを始終疑問に思いながら裁判に臨んだのが一番の思い出です。

実際の事件に触れて、僕は刺激が強過ぎたとかはあんまりなかったんですけど、そういう意味で貴重な経験ができたなというのが素直な感想です。

司会者

ありがとうございます。検察官にしろ弁護士にしろ裁判官にしろ法律家になるともうできませんので、それは確かに貴重な経験ということになりますね。

では、7 番の方、お願いします。

7 番

私の場合はタクシー強盗で、強盗傷人罪ということで、結構年の上の人なんですけれども、職業がなく、御飯食べてないという状態で多分かなりふらふらになって、身近にタクシー強盗でお金を得ようとして、という事件でした。タクシーに載ってますDVDを見まして、現実には強盗をやっている場面を見たり、そういう点では、よくドラマや何かでは見ますけど、本物のを見て、えっと思って、やっぱり被害者の方の本当に死に直面する怖さというのや何かもすごく感じました。みんなで評議はすごくしたと思いますね。

被告人は本当に悪い人という感じではなかったもので、余りきつい量刑もかわいそうな気持ちでしたけれど、やっぱり強盗で、ハンマーを使ったりいろいろするという事は、死に至らしめることもあるということで、さんざんいろいろとみんなで悩みつつ評議した記憶があります。結局判決が出た後ですけど、その人が刑務所に入ってる間は、年をとったお母さんはどうなるのかなと、そういう点で気が重くなる思いでした。

司会者

ありがとうございます。

8番の方、お願いいたします。

8番

私が担当しましたのは、強制わいせつ致傷、強盗と邸宅侵入、暴行、窃盗という二つの事件です。これは両方とも同一犯ということで、本人はもう既に罪を認めていて、裁判では刑の重さをどうするかということだけでした。被告人の御両親が傍聴席に見えていて、その反応が非常につらかったことを覚えてます。以上です。

司会者

ありがとうございました。

皆さんそれぞれに、悩みが深かったということをお伺いして、やはり大変なお仕事をお務めいただいたんだなということを改めて実感をいたしました。

恐らく刑を決めるに当たって、裁判官としてもこの人を何年にしますかとぱっと言われて、じゃあ5年ですねとか7年ですねと決まる話じゃなくて、皆悩みながら皆さんと話をしながら決めているというところなわけです。裁判官から話があったと思うんですが、例えば強盗致傷の中にもいろいろあります。物を盗る場合に、物を単に盗ったという場合には窃盗罪、泥棒。泥棒のときには罰金もあります。一番上でも懲役10年までなんです。それからいわゆるかつあげ、恐喝。脅してお金をとったというのは恐喝といって10年までになります。

さらに、例えば殴ってとか刃物を使ってという強盗になると5年以上の懲役と重くなります。さらに、強盗してけがをした、例えば3番の方とか4番の方とか7番の方というのが強盗致傷だったと思うんです。強盗致傷は最低でも6年、上はかなり上までありますよ。更に人がお亡くなりになってしまうと、強盗致死罪、強盗殺人罪という、死刑か無期しかありません。

このように法律は、やった行為が重たいと重い刑を科すというように定めています。別にこれは法律家の考え方がどうかという話じゃなくて、日常生活から考えてもそうですが、悪いことをしたらそれだけペナルティは重いと。

では、強盗致傷、同じ強盗致傷の中でもより悪い、犯罪にいい犯罪はないわけでなかなか難しいんですけれども、とても悪い強盗致傷から普通の強盗致傷からまあまあいろいろありますね。私たちがやろうとしているのは、この中のどこに位置付けられるか、こういう話をしていこうじゃないですか。こんな話を、裁判官がどこかの時点で、もう審理が始まる頃だったり、途中だったり、評議の初めだったり、評議の最中も何度もとか、いろんな話があったと思うんです。

それは裁判官が話を確認してるということになるんですけれども、そのときに、じゃあこの人どうしましょうかね、強盗致傷の中では悪いほうかな、まあ普通の強盗致傷かなとか、傷害致死、人がお亡くなりになってる事件の

中では傷害致死もいろいろあるんだけれども、とても悪い傷害致死なのか。傷害致死では数ある中でも普通の傷害致死なのか、まあまあ理解できるところもあって、少し軽くできるような事情もあるのかな、いろんなことを悩んで話をされたんだと思うんです。

そこを話をするに当たって、法廷での審理を振り返ったと思うんですが、振り返ってみて、検察官は確かにこの傷害致死って殴り方が悪いとかですね、こんなことで普通は人を殴ったりしないとかいうようなことを、こういうことをちゃんと立証してくれてたかなとか。弁護人は、先ほど一般情状という話もありましたが、特に、なぜやったかとか、どうやってやったかというのは特に大きな争いはないと、被告人が反省してるんだと、今後頑張って立ち直っていきますというようなことを中心に言ってたのかとか、そのあたりを振り返ってみてどうだったかというところについて、御感想なりがあったらお伺いしたいと思っております。

例えば2番の方は、もう人がお亡くなりになってる傷害致死の事件で、被害者の方にも、自分の家族がどうだというようなことを考えてしまうところもあるけれども、でも公平になろうとしながら考えたというようなことをいろいろ悩みながらやられたようなんですが、そのときに、法廷でこういうふうに検察官が言ってたじゃないか、弁護人が言ってたじゃないかというようなことが伝わってきていた状況でしたか。その辺の分かりやすさというのはどんなものだったでしょうかね。

2番

グラフみたいなものを作ってくださったのは検察側だったと思うんですけど。グラフというか、事件の概要みたいな全体像を図式化していて、これはすごくよく分かったというか、経過が分かったので、事件そのものは理解できました。ただ、スライドのときに、犯人が何かAと、場所が移ったときにA'とか、このAを2回使ってダッシュを使うような、その表現はちょっと

後で評議のときもみんな分かりづらくてということはあったんですけども、意外とこの、第1、第2とか第1暴行とか第2暴行とか、こういうのはすごく分かりやすく、逆に弁護士さんのほうが被告人と余り関係がうまくいってなくて、信頼関係が余りなかったようなので、情状酌量の道しか、多分おっしゃりたいところはそこなんだろうと思うんですよね。あと更生の道とかいろいろそういうことで、弁護士さんのほうがちょっと何かつらそうかなと、そういう感じでした。

司会者

どのような経過で、いろいろトラブルがあったりとか、被告人と被害者の間で何があってどういう経過で至ったのかとか、そのあたりを中心に検察官がまず最初に冒頭陳述という形で主張して、その経過表に基づきながら順に証人に聞いていったと。なので、こういう経過で犯行に至ったんだと、そうであればなるほどと。その評価は話合いの結果で決まったわけですけども、どういう経過で犯行に至ったのかということについては、検察官の主張というのが伝わりやすかったと。A、A' というような細かいところはありますけれども、ある意味でそこが気になってしまうぐらい割とよく伝わってきたということになりますでしょうかね。

2番

そうです。

司会者

逆に弁護人の方は、今お話しになったように、経緯のところで主張があるとかなかなか言いにくいところがあって、伝わってこない。ほかに言うところもなかったのかなというふうなところでしょうか。

2番

そう感じました。

司会者

ありがとうございます。

ほかの方、いかがでしょうかね。今、検察官は、事件に至った経緯について、最初に主張をして順番に証人に経緯を聞いていったので、どういう事件だったかというのが非常によく分かったので、最後、刑について判断をするに当たっても非常によかったというような話があったわけですがけれども。ほかの方で何かこんなところがというのがあれば。

6 番

僕の事件でも検察官の資料がやっぱり見やすく、冒頭陳述の要旨と論告の資料がとても見やすく図式化されているものだったんですけど、弁護士の方は、簡単な資料しか用意してもらえなかったんですけど、その中で量刑判断についてということで、量刑は行為責任主義だからメインはその行為の重大性で、サブ的な要素で一般情状とかを考慮するという基本的なことをまず僕らには説明されてなかったんで、一般情状、反省とか再犯可能性ばかりをまず争ってたので、僕らはそれを絶対視して量刑を判断すればいいのかと思ってずっと裁判に臨んでいたんですけど、一番最後の最後の量刑の時点で初めてそういう行為責任主義、行為の重大性がメインでサブが一般情状だという説明がされたんで、今頃そんなことを言われるのかなというのが正直な気持ちでした。そういう意味では、検察官の資料はその辺を分けて説明されてたんで、あっ、こういうことだったのかというのが後から分かったんですけど。なので、もし今後直すというんだったら、裁判員裁判の前に簡単な量刑を決めるやり方の講義みたいなものをちょっと行ったほうが、より有意義な裁判になるんじゃないかなというのが感想です。

司会者

ありがとうございます。それは裁判所に対する注文ということになるかもしれませんが。恐らく、先ほど申し上げましたように、裁判体によって濃淡あると思うんですけども、一番最初にお集まりいただいたときに、今日の

事件については刑の点が基本になると思いますと、そのときには、行為責任という言葉は今6番の方がおっしゃっていただきましたけれども、やり方がどのくらい悪らつなのかとか、その動機、経緯にどのくらい同情できるようなところがあるのかとか、結果がどのくらい重たいのかとか、こういうような、やった犯罪がどのくらい悪いことなのかで決まっていきますよ、だからここに着目して審理に臨んでくださいと。最初頭でっかちになってしまいますので、皆さん緊張して法廷に入るので、いろんなことを申し上げてもと思って、このくらいの話をして、あといろいろ質問を受けているうちに法廷に入ることになってしまうのですが、入って、いかがでしたかと何度もその後もお話ししていると思いますが、最後の最後にそういう考え方を中心に刑を決めていってくださいということがきちっと分かったということは、なかなかそれが伝わってこなかったということでしょうかね。

そうすると6番の方、もう少し情状酌量できるところを、例えば、強姦致傷の中でも、弁護人としてはこの強姦致傷はこういうところがいいじゃないですか、いい強姦致傷というのはいないわけですが、もう少しその辺が分かるような主張や証拠調べの工夫があり得たのではないかというようなことになりますでしょうか。

6番

僕は意識していたので、行為態様が軽いとかそういうのはちょっと聞いてたんですけど、そこに意識してないと流されちゃうぐらいのスピードでしか説明されてなかったもので、やっぱりそこは重点的に説明したほうがより訴訟戦略的にはよかったのかなとは思いますが。

司会者

その強姦致傷の事件の中で、弁護人も争っていないということになれば、被告人はとんでもないことをしたということで頭を下げるというのが基本なんだと思うんですけども、ご覧になっていて、ちょっと少し気づきました

と、余り強調してなかったのというんですが、どんなところだったんでしょうか。強姦致傷の中でもですね、これは、強姦致傷自体は悪質なんですけれども、ほかの事件と比べて決して悪質とは言えないんじゃないでしょうかと。もちろん強姦致傷は憎むべきことで、被告人は反省しなきゃいけないんですけれども、ほかの強姦致傷の中で比べればこんな点はまだいいというんですかね、ましというのか、この辺は少し考慮していただけないかと。

6 番

それはありました。

司会者

そのあたりはどんなことを強調されておったんでしょうか。

6 番

今おっしゃったように、やっぱり強姦致傷の中でもこれは軽い、割と比較的軽い事件だみたいな説明を、ほかの重い事例とかを例に挙げて説明はされてたと思います。

司会者

それは説明で、一番最後の弁論の段階ということになるんでしょうか。

6 番

いや、やっぱりその途中途中でもあったと。

司会者

証拠調べをしながら、例えば被告人質問とか、証拠調べの途中で何かそういった場面があったということになるんでしょうか。

6 番

詳しくは覚えてないんですけど、最後に1回だけ言ったとかそこまで極端ではなかったと思います。

司会者

6 番の方はまさにこれから法律家を目指そうとされてる方で、注意深く聞

いておられることもあったのかと思いますが、途中ではそういう部分はないとは言えなかったけれども、先ほどのお話のように、ともすればスルーしてしまうと。

6 番

あったんでしょうけど、裁判官の方からそこに注意してくれという説明が不足してたから気付きにくかったと。

司会者

なるほど。難しいのは、裁判官も片方に与するわけにいかないの、検察官は悪質性を今この点で強調したんですよと言えない。逆に、弁護人も今ここで弁護人はここがいいということと言ったんですよ、ここに着目してくださいと。片方やれば片方やらなきゃいけないもんですから、基本は当事者にお任せということになりますので、そこが、裁判官が示唆すれば気付いたかもしれないけど、示唆しないとちょっと気付きにくい状態だったのかなと。

6 番

そうかもしれないです。

司会者

2 番の方や6 番の方からお話しが出たところで、私のところでもというようになことは何かございますでしょうか。

1 番

私のときは、一番最初に放火の量刑を話していただいていたんですけども、やはり人によってやり方がちょっと違うのかなというところと、あとは、結構弁護人も検察官も、皆さんに分かりやすいようにかみ砕いた内容の資料を結構分かりやすい形で出されていて。あとは、検察の方とかは何も見ずにプレゼンしてたので、結構弁護人も検察の方もプレゼンの勉強をかなりされてるのかなと。どちらかがプレゼンのスキルが強ければその度合いによって、例えばどっちが有利になったりとかそういうのはあるとは思いますが

ども。私のときはそこまでどっちもそんなでもなかったもので、基本的には冷静にちゃんと聞いたというところはあると思うんですけど。

司会者

そういった意味では、先ほど最初の御感想のときに、比較的精神的に負担が軽い事件であったというようなお話をいただいたわけですがけれども、結論として執行猶予がついてる事件ですね。比較的軽めの事案であると受け止められるような審理が行われた結果、そのような結論になったのではないかと、こういうようなところでしょうかね。

ほかの方がいかがでしょうか。

7番

私もやはり検察側の冒頭陳述書、すごく分かりやすく、理由と、やったことも短時間のタクシー強盗だったのですごく分かりやすかったし、弁護側の方も、この人がこうなった経緯、遊ぶお金欲しさじゃなく生活に困って職を失ってというところをすごく強調されていて、本当に分かりやすかった。御本人も認めているし、ただ被害者の方も法廷に出られて、被害者の方は厳罰を望むとおっしゃられたのもよく分かりますけれど、そういう意味ではすごくはっきりと証拠も全部そろっていたので、分かりやすいと思いました。

司会者

皆さんのお話しをお聞きしていて、当事者の主張立証活動は伝わってきたというようなところが、まあその濃淡はありますけれども、という御感想が多いようですね。逆に、私はちょっと分かりにくかったよというような方は。

3番

言わんとすることは分かるんですけど、ただ話が、論告要旨とかを見ても全部がすごく長くて、とにかく量を出すみたいな感じで。結局最後のことだけ言えば、今までずっと長々言ってきたことは余り意味なかったんじゃない

かなというのが非常に多くて。それで裁判の時間も、検察の人の話が予定より長くなっちゃって。力を入れてるところがどこなのかが分からない。相手の目を見てとか、そういうパフォーマンス力というのがしか伝わらないというか。そういうのはすごい分かるんですけど。

姿勢の違いというのも、こっちは仕事休んで多くの人に迷惑かけてまで来てるのに、本職であるあなたたちが気合いを入れてないんだったら何でやらなきゃいけないのという気持ちにはなっちゃうのが正直なところで、内容的には分かりやすかったんですけど、弁護士さんも検察の方も、姿勢はちょっと改めてほしいなと思いました。

司会者

ありがとうございます。法律家の一人として代表して本当に申し訳ないなと思っております。今非常に貴重な御意見をいただいたんですけども、分かりやすかったんですけども、結局最後までこれがあればいいんじゃないかと。その前の部分は必ずしも必要なかったんじゃないかというようなことですけども。大分お忘れになってることもあるかもしれませんが、どんなところだったんでしょうか。結局最後のこれが大事なんじゃないかというところがあったわけですかね。決め手になるような。

3 番

結局、今までの審理を振り返って、一から振り返って一から十までまた説明し直してとか、それが続くというか。そこ昨日も言いましたよねというのとかも多くて。やっぱり3人から話を聞いてるんで、3人がそれぞれ同じ主張をするところもあるのは当然だとは思んですけど、それに対しても同じことを何回も何回も聞く。言い方を変えてるだけで結局言ってることは一緒ですよという感じでしたね。

司会者

なるほど。誤解がなければ、私の理解で申し上げますと、先ほどのお話で

は被告人が二人いるわけですね。もう一人法廷に来ない共犯者がいて3人で
行った事件ですね。

3番

そうです。

司会者

3人で行ってる事件で、それぞれの被告人からどういうことをやったとか、
どうしてこういう犯行を行うことになったのかとかを法廷で聞くことになる
と。もう一人いる被告になってない人も法廷に呼ばれ、その3人について繰
り返しになってるじゃないかというのは、同じようなことを、なぜこういう
犯行を行ったのかとか、誰が何をやったのかとかいうようなことを毎日聞いて
いると、こういうことでしょうか。

3番

それぞれに聞いているのは、それぞれ意見が違うことはあるかもしれない
んですけど、一人に対してちょっと違うニュアンスにただけで、質問して
る意図は同じじゃないのという、それが最後、後半になって何かに生きてく
るのかなと思えばそうでもなかったなという。

司会者

なるほど。何か微妙に少し違うと。被告人が言ってることが、検事さんか
らすれば自分の考えてるものとちょっと微妙に違うところがあると、こうじ
ゃないのかとかいう話があって、確かに少し違うんだけれども、その違いが
何か生きてくるのかなというのが聞いてて分からなかったし、最後論告のま
とめのところになっても、あの違いをあんなに聞いたのにそれは何だったの
か、そこは結論に結びついてないじゃないかと、こういうことを感じられた
と。それが一つや二つだったらまだしも、たくさん続いたのでということ
でしょうかね。

3番

(うなずく)

司会者

ちなみに、予定より長くなると、審理が予定どおり終わらなくて、お帰りが遅くなってしまったりとか、そういった不都合も生じてたんですか。

3 番

そこは裁判長が時間を合わせて、休み時間をちょっと短くしたりだとか、弁護人に聞いて、弁護人でもうちょっと短くできるかとか、そういうので帳尻を合わせる感じだったんで、裁判自体ですごく長引いてしまったというのは特になかったですけど、ただ予定より検察の方の話が長かったと。

司会者

ありがとうございます。それが何か意味を持ってくるのであれば、ああ、そうかということに納得できる、腑に落ちるところもあったんだけど、最後まで意味を持っているところが分からなかったんで、であればちょっと長いんじゃないかと、こういうような御感想でしょうか。

裁判官としても心しなきゃいけないところだと思うんですが、意味がない尋問であれば、そこで、検察官、やめなさいと、先ほど来やってるけど意味がないじゃないですかと入らなきゃいけないんだとは思いますが。私も肝に銘じなきゃいけないなと思っていますところ。またちょっと辛口の話もあって非常に参考になったなと思うんですが。

ほかの方はいかがでしょうか。まだほかにもあればですね、お伺いいたしますが。

5 番

私の場合は、今の3番さんの意見とは対照的で、検察官は1枚の紙があれば全てが分かるというぐらい本当によくまとめられてて、よく分かりました。寝不足状態で法廷に立っても十分理解できるので、法律を全然分からなくてもここまで理解できて、書いてくださってありがたいなということをおい

した。

あと、ちょっと疑問だったのは、先ほどの例にも出ましたけれども、もうやってしまったことで後は量刑を決めるだけということですよ。そうすると検察官がすごく燃えているのに、弁護士さんが冷めた状態に映りました。確かに悪いことをしていると弁護士さんも分かっているわけですよ。でも、何かもっと戦う姿勢を見せないと被告人がちょっと哀れかなという気もしました。

司会者

弁護士さんも恐らく十分考えた上でだとは思いますが、もう少し何か言ってあげられるところはなかったのかなというところでしょうか。

5番の方はすごくよかったという話だったんですが、一つお伺いしたかったのが、その後1か月悩まれたというところですね、いかがでしょうか、そこは。

5番

決して悩んだわけではないんです。すごくいい経験ができた。ただ想像力がたくまし過ぎるので、そのけがの状態とかが浮かんじゃうんですね。

司会者

想像してそういうふうになってしまった、ということですかね。そういう意味では、検察官にまとめていただいてよかったな、というところでしょうか。

5番

はい。

司会者

4番の方や8番の方もこの関係でもしございましたらお話を伺いますが。

4番

ほかの多くの方と同じように、検察側の資料の作り方が自分のときの裁判

もよくてですね，紙1枚でまとめてあって，最後はいかにこの犯行が重大な
ことでいかに卑劣な犯罪かということで締めくくってあったんですけども，
それに対して弁護人のほうの冒頭陳述は，共犯者がいたのでその主犯格の人
に無理やりやらされたんだとか，そういうことばかり言って，最後も刑務所
に行く期間が長くなくともよいとか，曖昧な感じで酌量減刑されるべきだど
おっしゃられたんですけども，検察と弁護人の熱さが違うなというのを感じ
ました。

司会者

冒頭陳述がまとまっていて，その後の審理も検察官のおっしゃってること
というのは通じてはきたけれども，なかなか弁護人がおっしゃりたいことが
通じてこなかったというようなことでしょうかね。

4番

はい。

8番

結局検察側の冒頭陳述も，それから論告でしたかね，非常に内容的に細か
いものを示されてですね，もう全くその刑の重さを，だからどういうふうに
決めましょうということだったわけです。弁護人はですね，相当腕のいい弁
護士だというふうに聞いておりました。

ちょっと気になったのは，結局求刑は6年だったんですね。その量刑の重
さというのがですね，何を基準にどういう状態でこの6年という求刑が出て
きたのか，ちょっと分かりづらいところがありました。結果的には，弁護人
の方が弁論で裁判官や我々にも説得力があるような内容であったわけです。

結局判決は求刑6年に対して懲役3年で執行猶予5年，保護観察をつける
というほぼ弁護人側の主張に沿った判決になったわけです。この求刑6年と
判決の乖離というのがですね，よく理解できないでいます。

司会者

ありがとうございます。

その6年ということがなぜなのかというのがなかなか分かりにくかったということでしょうか。二通りあると思うんです。つまり、当不当はともかく検察官の主張からすれば6年というのはあるのかなと。ただ自分たちはそうは考えないので軽いという場合もあるでしょうし、何でそうなってるのか分からないというのがあると思うんですね。今のお話というのは、当不当の話は別として、6年というのなぜそうなってるのかがよく分からないと、こういう御趣旨なんでしょうか。

8番

個人的に常日頃思ってるのはですね、もちろん今回の場合もその求刑6年ということと出た判決とのその乖離がなぜそういうふうになるのか、過去の判例をもとにして非常にマニュアル化されてるような気がしてならないんです。裁判というのはそれぞれ被告人や事件の内容によって全く違うものであるはずなのに、なぜそのベースが同じで、過去の判例からいけばベースはここでしょうみたいな、そこに非常に疑問を持ちました。

司会者

今二つのこととお話しいただいたと思うんですが、ベースがあって、そこと同じでいいのかという話と、それから同じものをベースにしているはずなのになぜこんなに乖離してしまうのか。検察官が6年、自分たちが話し合った結果3年で執行猶予がつくというほど乖離してしまうというのは、同じものをもとにしてるのに、事件の見方が、極端な話、検察官の言ってることは極端に被告人を悪者に仕立て上げてると、例えばですね。そういうふうなことであれば、じゃあ6年になるんだねということにもなるのかもしれないんですが、そういう話ではなかったということでしょうかね。

8番

そうですね。例えば先ほどちょっと御説明いただいたんですけれども、強

制わいせつならば何年，それにプラス致傷がつくと何年プラスされ，それに強盗が加わったらまたプラスになるんだと。そのトータルの量刑が6年になるんですよという，その決め方そのものが僕はちょっとおかしいなと思うんですが。

司会者

8番の方の事件の難しいのは，強制わいせつなら強制わいせつだけじゃなくて，強盗が入ったりとかいろんなものが入ってるんですね。だからこの事件というのは，いろんな事件を担当されてて，一つだけであればまだ1件だけ行ったんだとこうだとなるけど，今のお話のように強制わいせつして，けがも負わせてるし強盗もしてて，そうなる तोこれは何がどう決め手になっていくのかというのがなかなか難しいというところがあるわけでしょうか。

8番

そう。強盗だったり窃盗だったり別々の事件で両方その量刑がプラスされてるわけですけども，実際に盗られたものは下着とマスクだけなんです。それは何をとられても内容物にかかわらずその罪になるのかというようなこともあったんですけどね。

司会者

なるほど。

論告や弁論の話のところには話が少し移るんですけども，4番の方や5番の方が若干，もう少し弁護士頑張ってくれればという話があったんですが，弁護人の御主張はなかったんですけども，もう少しこんなことを主張してくればというところはあったんでしょうか。いかがでしょうかね。

4番

私が扱った事件では，検察側は求刑7年，それに対して弁護人が懲役3年が妥当だという主張でした。弁護士が出した資料として，量刑を決めるに当たってのグラフを出してきて，3年以下が一番多いだろうぐらいの感じだっ

たんですね。検察が言う悪質な犯罪であるということは、事件を見ても暴行をし、計画性があつたりということで懲役7年、強盗致傷ですと6年から無期までであるということですので、6年ということはないだろう、それに更にプラスして7年、それを聞いたときはまあ納得できるような感じでした。

それに対して弁護人の懲役3年が相当と。その刑を軽減するに当たって、被害者に謝罪文を出している、今は損害賠償というか賠償は果たせてないけれども、これから返していきたいというふうに話していると。ただ、その中で被告人が言ったのは、郷里の父親にお金を出してもらう、そう思ったけれど父親はもう既に死んでたと。それを情状酌量のところに持ってきて言うことではないなというのがありました。

反省文を書いているということで、裁判の中で出された証拠のみでその事件の量刑を決めるということなので、どういう意思で書いたにしろその反省文が出されてるということは反省の色ありと判断するというのなら、刑を軽減する対象にはなるんだろうなとは思ったんですが、まあ弁護人の意見がちよっと弱かったかなと。

司会者

5番の方がもっと戦ってくれればというお話をされてたんですが、何か戦える材料はあったんじゃないかというようなことはありますでしょうか。なかなか難しいでしょうか。5番の方の事件というのは、危険運転致死で結果が重たい事件ですからね。

5番

でも本当に自分の使命として戦うんだったら、本当に、精神鑑定だっていいんじゃないかと。

司会者

それは、この事件、もう法廷に来てしまったら仕方がないという、こういう状態でしょうか。

皆さん、刑を決めるのにも朝から夕方までいろんな話をして決めてると思うんですけども、そのときに、先ほど来弁護人や検察官の話というのは比較的分かりやすかったという話ですけども、最後評議のときにもやはり当事者のそれぞれの主張というのは非常に役に立ったというような状態ではあるのでしょうか。それでも書面は1枚ずつですから、やはりいろんな話をすることになるわけですけども、それなりに拠り所になっていたというような状態だったのか、そのあたりいかがですか。

1 番

評議については、1週間やって土日を含んで評議という形だったのですが、弁護人とか検察官は紙に1枚ぺらで分かりやすく書かれてあるんですけども、証言されてる人の証言については、結構自分でメモったりとかはしてたんですけども、これって逆に言うと、評議のときに、ビデオ判定でもないですけど、もう一回ちょっとビデオで確認したいなとか、そういったことがあれば、長くなれば長くなるほど最初のところって文字だけで、例えばそれが6人いれば、6人それぞれ違うと思うので、導入されたら評議に対して結構分かりやすいのかななんて思ってますが。

司会者

おっしゃってるのは、あのときどういうふうにしたかなということをもう一度確認しなきゃいけない場面があったら確認したほうがいいんじゃないかと、こういう話ですよ。恐らく1番の方が御経験されたときには確認するまでもなかったのかもしれないんですが、法廷で証人が話をしてるとか被告人が話をしているときはビデオカメラで撮っておりまして、後で何を言っていたかというのを確認しましょうという話になったときはもう一度再生して確認できるようになっているんですね。

特に刑を決めるだけの事件じゃなくて事実関係が争われていて、被告人が犯人じゃないとか、覚せい剤を持ち込んでいるけれども自分は覚せい剤だと

思っていなかったというような話のときに、何をあのとき言ったか言わなかったかというようなことがきつと決め手になるんじゃないですかみたいな話のときに、もう一度ビデオを再生して見るというようなことはできますし、しております。

今回は、刑を決めることが中心で、この言葉言った言わないという細かいところまではクローズアップしてこなかったのかもしれないんですが、やはりそういう場面か生じてくれればきちっと確認するということが大事であろうという御感想でしょうか。

2番

私のときは、証拠の自転車が提出されたんですけど、みんなで見ました。あと、触ってもよかったです。

司会者

証拠の品というのは何度でも見れることになっております。

もしそれが言った言わないというような話になると、仮にそういう場面があったんだとすれば、それはビデオを確認したり証拠の品をもう一度確認したりして決めていくことが必要になったのではないだろうか、こういう御感想ということになりますか。

実際にはそこまでのことではなかったんですか、1番の方のときには。

1番

そうですね。証言が、御高齢のお母さんお父さんだったので、どっちも言ってることがちょっと違ったりとかして、その食い違いのところが、もうちょっとあったらよかったのかなと。

あともう1点、量刑のところで、海外だとボランティアとか、量刑で出てきたりとかするんですけど、執行猶予がついたところで、情状酌量されたところで、本当にこの人がそれを実際やっていくのかどうなのかというのは保護観察でしか分からないと言われたので、今回は結構真面目というか、好青

年の被告人で、結構すんなり通っちゃったのですが、都の税金で、1000万以上の修理費も賄われたりしたので、都にボランティアとか、そういった量刑、これは法律になっちゃうのかもしれないんですけども、今後導入されたらいいのかなと思ってます。

司会者

新しい制度を作るかどうかの話ですけれども、やはりそうやっていろんな制度があると選択肢も増えてよろしいのではないかという御趣旨ですね。

7番の方が最初の御感想のときに、被害者の方は結構怖い目に遭っていると、また被告人自身はそんなに悪い人じゃないようにも見えるけれども、ただやっぱり悪いことを行っているんだからといろいろ考えたということなんですけれども、やはりそれは人となり、その人のことを考えるんだけど、やはり行ったことが悪いことだからということとを区別しながら考えるというところがなかなか難しかったというところでしょうかね。

7番

そうですね。やっぱり遊ぶお金欲しさに犯行に走ったわけじゃなく、もう見てても力がなさそうにうつむいていて、おとなしそうな方で、本当に何かちょっとお気の毒になっちゃうんですけれども、実際には、それこそDVDで全部見えて、悪い人じゃないんだけど、でもやってしまったことは、これはやっぱりまずいんじゃないか、そういうふうに思いました。本当は何かお気の毒ですね、そういうふうに犯行に走っちゃうのが、と思いましたが。でもやっぱりやってしまったことは悪いんだなというふうに思いましたけど。

司会者

お伺いしていて頭が下がる思いですね。被告人本人のことを本当によくお考えいただいた上で、ただやった行為に対する刑なんだから、やった行為を裁くのが裁判なんだからと。

7番

あと、やった行為もそうですけど、そこまでに仕事を探すなり、例えば何か知人に助けを求めるなり、そういう行為をしないでタクシー強盗に走ったという行為も、やっぱりちょっと許せないなというところはありませんでしたけど。ただ、背景にある病気の弟さんやお母さんを思うと、本当にお気の毒だなどは思いました。

司会者

2番の方もですね、なるべく中立にと思ってというお話をされてましたが、今度は逆に、被告人も悪い人じゃないんだけど、ただやったことはやったことだからちゃんとそこは見ないといけないという話が7番の方から出てましたが、逆に、被害者の方のお気の毒さというのも感じ、それは感じて受け止めた上で、また公平にならなければいけないというようなことを考えて量刑に当たったということでしょうかね。

2番

そうですけど、お姉さんが最後に証言に立たれたときに、被告人は私たち裁判員がいないときはすごい態度をとっててみたいなおことをおっしゃられて。弁護士さんはすごく一生懸命なんです。更生の仕方も、後で精神鑑定医の方もつけて、やっぱり家庭環境がよくないからとかいろいろなことを調べて、大丈夫ですみたいなことを言うんだけど、どうも被告人のほうで反省の色が見えないので、やっぱりちょっと厳しい目で見ちゃうかもしれないなと思ったんですけど、検察の方が熱くおっしゃった割には求刑が8年で、えっという感じがあつて。弁護士さんのほうが量刑のデータを調べて、ちゃんとデータの的にのっつて。だからそこで考えるときに、えっ。でも検察の方が8年ということだから8年以上はできないんだろうけど、8年でいいのかなみたいに逆に思ったことは覚えてます。

司会者

若い被告人で、なかなか未熟なところはまだあるけど、でも若いんだしと

いう部分をどうするのかというようなことをいろいろ悩まれたということな
んですかね。

2 番

そうです。私たちは7年と半年というちょっと細かい判決をしたと思うん
ですけども。でも弁護士さんがすごく一生懸命やってるみたいな、そんな感
じで。私もこういろいろ思ったんです、最後の最後に。

司会者

だんだん最後に近づいてきてますけども、皆さんやっぱりいろいろ悩んで
結論を決めていくというところで、今のお話のようにですね、いろいろ思っ
てるけど検察官は8年なのかと。弁護人はそう言うけれどもこのぐらいかと。
年齢のことも考えたりとか、先ほどの8番の方、7番の方がおっしゃったよ
うなこととか、結論を決めるに当たって本当いろいろ悩みがあったんだと思
うんですけども、こんなところが悩ましかったとかいうようなことがあれ
ば、何なりとお話しただければと思いますけれども。

3番の方が、先ほど、細かいところがどう最後に影響してくるのかよく分
からないという話だったんですけども、なかなかそこはよく分からないと、
まさにそうだったわけですかね。検察官の主張の決め手というのがなかなか
分からなかったというところなんではなかね。

3 番

正直自分の中ではそんなに参考にはならなかったかなと。何か、被告人た
ちの言ってることで決めたのがあるんで、あんまり役に立たなかったと言っ
たら、そうでもないところもありますけど。それよりも最終的に、自分は何
年にしたいかという意見のときに、はなから量刑データを見せられてしま
うと気持ちがそっちに行ってしまう。自分が裁判中に、その前の段階でもち
ろん裁判官の人たちから強盗致傷は最低6年というのは聞いてたんですけど、
量刑データをはなから見せられて、大体こんなもんでしょうみたいな感じだ

と結構自分の考えがそっちに流れてしまうかなと。一旦自分たちの考えを出してから量刑データを出してもいいんじゃないかなと思いました。

司会者

それはそうなると思えば逆にグラフを見るとここだと分かる状況だったということなんでしょうか。つまり、これを見ても上から下までいろいろあって、どこなんだか分からないという感じがして、実際、裁判をやってても、グラフを見ても上は10年から下は3年まであるし、真ん中5年もあるけど、6年も7年もあって、検察官の主張も弁護人の主張もこの山の中に入ってるじゃない、というようになるのですが、3番の方としては、この山ならばこうなるかなというのが見えてくるという感じだったということになるんでしょうか。

3番

見た上で更にやっぱりどこが多いですねと、どの裁判員裁判をやっててもやっぱりこういう事件は何年の山が一番高くなっててと言われると、どうしても自分がその中でもうちょっと上なんじゃないかと思ってても、何か妥協が出てきちゃうというか、自分の考えがなくなってしまうのではないかと。

司会者

なるほど。そういうお話も先ほど別の方からありましたが。同じ強盗致傷なら強盗致傷、放火なら放火でも10年になってるものから3年になってるものがあるって、こんな雑駁なものを見せられても分からないんじゃないの。極端な話、ぱっと入れると5年6か月ですというものが出てくるんだったら、それこそ答えが分かっちゃうみたいな話なんですけど、逆に、こんなふわっとしてるんじゃないじゃないのという御感想もあり得るのかなと思うんですが、そこはいかがなんでしょうかね。

6番

僕らは量刑を決めるときに、最後の評議のときにやったんです。僕らは似

たような事案のデータを参照して、もっと細かいデータを見せてもらったんです。

司会者

細くなってくると分かってくると。

6 番

はい。大体同じぐらいに偏ってましたので。結局それをやるんだったら、裁判員は別に要らないんじゃないのかなとも。結局僕ら市民もみんな結局同じふうになっちゃって。

司会者

そうすると、仮定の話ですけれども、グラフは結構ふわっとしてますので、大きなグラフでふわっとしたところで、それでこの中で決めていくんですけどいう話であれば、それはまさにその上のほうなのか下のほうなのか真ん中のほうなのかという決め方ができるんじゃないかと、このような御趣旨と受けとめたらよろしいでしょうか。

6 番

はい。

司会者

小さい山になってくるとピンポイントになってくるということでしょうか。

6 番

はい。

司会者

大きい山を見て話をするのであれば、それはいろんな場合があるからいろいろ話し合う余地があるし、逆に今度は決め手に欠けるからいろいろ悩みも深くなるのかもしれないんですが。検察官が出してくることもあるし弁護人が出してくることもあるんですが、どなただったかな、グラフを出してきたよとかいう話がありましたけれども。

2 番

グラフではないけれども、量刑分布というのが弁護人の弁論のときに出てきたような。正直もう法曹界は全然知らないので、例えば自分の子供が亡くなった場合、そんなのあるかなとか、一応そういうふうにはちょっといろいろ考えさせられる事件ではありました。

司会者

ただ、そうすると弁護士さんが弁護士さんなりの切り口でデータを出してはきたんだけど、何せ結論はそうじゃないので分かるんですが、そういった結論にはなっていないと、こういうことになるわけですかね。

それでは、ここで、今日は検察庁と弁護士会と裁判所からも出席がありますけれども、何か質問などがありましたらどうぞ。

横田検事

特にありません。

西弁護士

1点だけ。今日の話では、証人尋問で主尋問だとか反対尋問があって、そのときに何か弁護人のほうで言ってることがちょっと趣旨不明だとか、そのような印象を受けた裁判員の方々がいらっしゃったら、こんなふうに言われると分かりにくいよねというのがあったら、ちょっと参考までに伺いたいですけれども。質問の意図が分からなかったとかそういう例がもしあれば、特に量刑に関してなので、弁護人が一生懸命聞いていることでこれがどこにつながるのか分からなかったというようなちょっとした例があれば教えていただきたいんですが。

3 番

何を言ったかは覚えてないんですけど、弁護士さんののを聞いていて、多分若い弁護士さんで、正直、私にとったらこの事件にはそれ必要あるのということ言ってることがあって、ペアでやってらしたんで、もう1人の方がベ

テランと聞いてたので、そういう方はそのときにフォローとかはしないのかなというのは思って、今の意図はどういうことでとか、そういうのがないので、言われてることがちょっと必要なのかよく分からないなというのがありました。

司会者

裁判所からもありますか。

竹下裁判官

いえ、ありません。

司会者

報道機関の方から何か質問があれば。

A社甲記者

2番さん、8番さんで求刑について、8番さんは重いんじゃないかとおっしゃっていて、2番さんは軽いんじゃないかとおっしゃっていたんですが、やはり求刑に対して判決が離れたり、また求刑超えというのも最近ありますので、それこそ市民感覚だと思うんですが、皆さんがどのぐらい求刑にとらわれているというか、求刑内におさめなきゃいけないと思って評議されているのかどうかというのをお聞きしたいんですが。

2番

更生できる道をとということも考えていきました。

司会者

ありがとうございます。

4番の方。

4番

自分の事件は求刑7年で、量刑を決めるに当たって、量刑データ一覧表みたいのを見せられたんですけども、それを見ると自分の見た中では求刑を超える判決はなかったんですね。それだからといって7年以下にしろというこ

とではなかったんですけども。今求刑を超える判決があるというのを聞いたのが逆にびっくりしてしまいましたね。

司会者

なるほど。とらわれてはいなかったということでしょうか。

6 番

僕のところは、僕が一応裁判長さんに最初に求刑以上の刑は出しても法律的には可能なのかと聞いたら、大丈夫ですと明確な答えがあったので、みんなそこにはとらわれてなかったです。

司会者

分かりました。ありがとうございます。

よろしいですか。

本日は、刑を決めるという重たい判断をするということについて皆様から御意見を伺いました。今日出席していた検察官、弁護人もそれぞれこれからの活動に活かしていくことになるでしょうし、私も裁判官の一人としていろいろ学ぶことが多かったなと思っております。今日は貴重なお時間を頂戴して御出席いただき御意見を賜って本当ありがたいと思っております。深く感謝したいと思います。どうもありがとうございました。

以上